

4 生徒指導

生徒心得

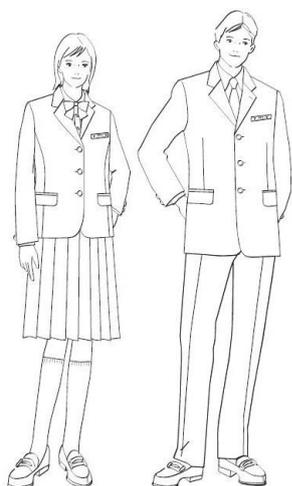
- 1 本校生としての誇りと自覚を持ち、高校生の本分に徹する。
- 2 本校の教育方針並びに高校教育の目的達成のため、大いに勉学に励み身体を鍛錬し、心身の調和的発達を図り、社会の有為な形成者としての資質を養う。
- 3 服装容儀は端正にして質素を旨とし、礼儀を重んじ、社会的道徳を身につける。

A 学校生活について (生徒手帳は必ず携帯しておくこと)

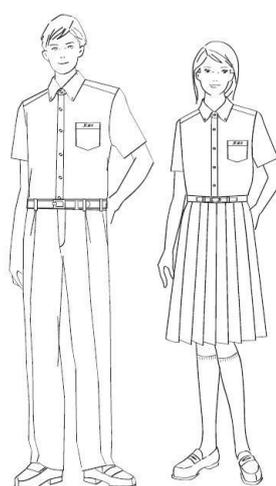
- 1 本校の制服は校内・校外において進学・就職試験に対応できることを前提とし、正しく着用することを基本とする。服装はすべて本校で定められたものを着用し、常に質素にして清潔を保つこと。
- 2 欠席、遅刻の時はその都度家庭（保護者）より学校へ 8:00～8:15 までに連絡のこと。
- 3 その他条項に示されていないことについては、すべて学校の指示に従うこと。

B 服装について

- 1 制服についての一切の加工は認めない。
- 2 指定した以外の着用は認めない。
- 3 髪型は、清楚な髪型とし加工を一切しないものとする。
- 4 指輪・ネックレス・ブレスレット・ピアスなどのアクセサリ類は一切禁止する。
- 5 口紅・色つきリップクリーム・マニキュア・化粧等は一切禁止する。
- 6 所持品には名前を記入し、紛失盗難の場合は直ちに届ける。
- 7 体育の授業には、学校指定の体操服を着用し、運動靴は白を基調とし、ひも付きとする。また、体育館では学校指定の体育館シューズとする。



冬服



夏服

男子（校内・校外での服装は進学・就職試験に対応できることを前提とする。）

事 項	内 容	備 考
制 服	<p>5 パターンを自由に着こなす。（着崩しをせず、身だしなみを整える）</p> <p>パターン1：ブレザー・カッター・ズボン・ネクタイ</p> <p>パターン2：ブレザー・カッター・セーター・ズボン・ネクタイ</p> <p>パターン3：セーター・カッター・ズボン・ネクタイ</p> <p>パターン4：カッター・ズボン・ネクタイ</p> <p>パターン5：半袖ボタンダウンシャツ・ズボン</p> <p>入学式、卒業式等はブレザーを着用する。 始・終業式も同様とする。（1学期終業式・2学期始業式については、パターン4・5とする。）</p>	<p>1 ズボンをずらして履かない。</p> <p>2 アンダーウェアは、白・ベージュ・黒とし襟首から見えないものとする。</p> <p>3 <u>ズボン着用時</u>ベルトの色は黒・茶のみとする。</p>
靴	<p>靴は運動靴又は革靴とし、ハイカット、スリッパは禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動靴の色は白を基調とする。（靴紐も白とする。） ・革靴はローファーとし、ヒールの低いものとする。 ・上履きは本校指定のものを使用する。 	
靴 下	<p>ソックスの色は白・紺・黒とする。（ワンポイントのみ可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変形ソックスを着用しない。（くるぶしより短いもの・膝より長いものは禁止する。） 	
防寒着	<p>(1) 防寒着の着用を認める。</p> <p>(2) 防寒着として、トレーニングパンツ・シャツを使用してはいけない。</p> <p>(3) 防寒着として、本校指定のウインドブレーカーの着用を認める。</p> <p>(4) 防寒のためにマフラーや手袋を使用してよいが、校舎内では着用しないこと。</p> <p>(5) 膝掛等の使用を認めるが教室移動中または式典や全校集会、定期考査等には使用しない。</p>	
鞆	<p>学業用品が入り、チャック等でふたが閉まるものとする。</p>	
頭 髪	<p>(1) 頭髪は清楚な髪型とし、加工は一切しないものとする。</p> <p>(2) (1)に準じない髪型については、頭髪指導の対象とする。</p> <p>(3) 度重なる頭髪指導で改善が見られず不適切な状態で登校した生徒に対して、生徒支援部と学年団が協議し、指導を実施する。その場合、保護者と連携をはかる。</p> <p>(4) 頭髪の経過観察指導は、生徒、保護者との共通理解した上で実施する。</p>	

女子（校内・校外での服装は進学・就職試験に対応できることを前提とする。）

事項	内 容	備 考
制服	<p>5パターンを自由に着こなす。（着崩しをせず、身だしなみを整える）</p> <p>パターン1：ブレザー・ブラウス・ズボン・スカート・ネクタイ・リボン</p> <p>パターン2：ブレザー・ブラウス・セーター・ズボン・スカート・ネクタイ・リボン</p> <p>パターン3：セーター・ブラウス・ズボン・スカート・ネクタイ・リボン</p> <p>パターン4：ブラウス・ズボン・スカート・ネクタイ・リボン</p> <p>パターン5：半袖ボタンダウンシャツ・ズボン・スカート</p> <p>入学式、卒業式等はブレザーを着用する。</p> <p>始・終業式も同様とする。（1学期終業式・2学期始業式については、パターン4・5とする。）</p> <p>・スカートは膝頭がかくれる長さを基準とする。</p>	<p>1 スカートを折り曲げたり、ずらして履かない。（ズボンを含む）</p> <p>2 アンダーウェアは、白・ベージュ・黒とし、襟首から見えないものとする。</p> <p>3 <u>ズボン着用時</u>ベルトの色は黒・茶のみとする。</p>
靴	<p>靴は運動靴又は革靴とし、ハイカット、スリッパやミュール等は禁止する。</p> <p>・運動靴の色は白を基調とする。（靴紐も白とする。）</p> <p>・革靴はローファーとし、ヒールの低いものとする。</p> <p>・上履きは本校指定のものを使用する。</p>	
靴下	<p>ソックスの色は白・紺・黒とする。（ワンポイントのみ可）</p> <p>・変形ソックスを着用しない。（くるぶしより短いもの・膝より長いものは禁止する。）</p> <p>・タイツ・ストッキングは、無地の黒、紺、ベージュとする。</p>	<p>※ 女子のタイツ・ストッキングは防寒着として扱い、冬季のみの使用とする。夏季は禁止。</p>
防寒着	<p>(1) 防寒着の着用を認める。</p> <p>(2) 防寒着として、トレーニングパンツ・シャツを使用してはいけない。</p> <p>(3) 防寒着として、本校指定のウインドブレーカーの着用を認める。</p> <p>(4) 防寒のためにマフラーや手袋を使用してよいが、校舎内では着用しないこと。</p> <p>(5) 膝掛等の使用を認めるが教室移動中または式典や全校集会、定期考査等で使用しない。</p> <p>(6) レッグウォーマーやファッション性の強いレギンスは防寒具とは認めない。</p>	
靴	<p>学業用品が入り、チャック等でふたが閉まるものとする。</p>	
頭 髪	<p>(1) 頭髪は清楚な髪型とし、加工は一切しないものとする。</p> <p>(2) (1)に準じない髪型については、頭髪指導の対象とする。</p> <p>(3) 度重なる頭髪指導で改善が見られず不適切な状態で登校した生徒に対して、生徒支援部と学年団が協議し、指導を実施する。その場合、保護者と連携をはかる。</p> <p>(4) 頭髪の経過観察指導は、生徒、保護者との共通理解した上で実施する。</p>	

C 携帯電話、スマートフォン等について

携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みは可能であるが、校内では一切の使用を禁止する。校内では電源を切り、鞆に入れておくこと。SHR、LHR、学校行事も授業中と同様とする。考査中については教務規定によるものとする。

※ **携帯電話でのトラブル・犯罪が県下でも増加しています。そのため、生徒が使用する携帯電話にフィルター機能の使用を推奨いたします。保護者の方々には、ご理解とご協力をお願いいたします。詳細は、各携帯電話会社にご確認ください。**

D 不要な物の校内への持ち込みについて

授業や学校生活に必要な物、又は金品・貴重品は持ち込まないようにすること。貴重品は自己管理に努めること。

E 昼食について

本校には食堂がないので、昼食は各自で用意すること。なお、昼食のため、校外に出ることは禁止する。

F 通学上の注意について

(1) 8時35分の予鈴までに生徒昇降口に入っておくこと。

(2) 自転車通学について

- ① 自宅から学校まで自転車通学を希望するものは、4月10日、クラス担任に許可願を提出すること。
- ② 安全第一とし、変形自転車、ミニサイクル、ドロップハンドル、ステップ付は認めない。スタンドは両足が望ましい。
- ③ 自転車後輪泥よけの、見えるところに学校許可番号の入った鑑札をつけること。
- ④ 左側一列通行を励行し、2人乗りは厳禁。運転中の携帯電話やオーディオプレイヤーは使用禁止とする。その他交通規則を遵守すること。
- ⑤ 雨天には雨傘は絶対に使用してはならない。必ず雨合羽を着用すること。

※ **平成27年10月より本県では、条例により自転車損害賠償保険等の加入が義務づけられました。本校では高等学校PTAの団体保険加入により、万が一加害者となった場合でも、この保険が適用されますが、任意の保険に加入されることを是非ご検討ください。**

(3) バス・JR等の通学について

バス・JR等の公共交通機関を利用して通学する場合は、乗車マナーに気をつけること。

(4) 運転免許

在学中は自動車及び単車の免許の取得は、「三ない運動」（「免許は取らない」「乗らない」「買わない」）の生命尊重の趣旨から禁止する。また、無免許による自動車及び単車の運転は固く禁止する。

G 部活動について

- (1) 新入生は部活動に入部することが望ましい。
- (2) 部活動

運動部	活動場所	文化部	活動場所	曜日
硬式野球部(男子)	運動場	吹奏楽部	音楽室	毎日
陸上競技部	運動場	茶道部	作法室	火曜日
サッカー部(男子)	運動場	パティシエ部	食物実習室	木・金曜日
バレーボール部(女子)	体育館2F	英語同好会	視聴覚室	水・金曜日
バスケットボール部(男子)	体育館2F	ボランティア部	校内菜園等	不定期
ソフトテニス部(女子)	テニスコート	チャレンジライセンス	第1コンピュータ室	月・木曜日
卓球部	体育館2F			

- (3) 完全下校時間は、午後6時40分とする。

H アルバイトについて

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) 特別な事情がある場合、学業・部活動に支障がない者のみ所定の手続きによりアルバイト許可申請を行う。
- (3) 1年生の1学期は学業に専念し、高校生活のリズムを体得するため、アルバイトを認めない。
- (4) 無断アルバイトについては厳しく指導する。

I 次のような行為のあった場合、本校の規程に従い、特別指導の対象となる。

- (1) いじめ及びいじめに相当する行為
- (2) 考査における不正行為
- (3) 暴力行為
- (4) 校舎・校具の破壊行為
- (5) 全ての触法行為（喫煙・飲酒・窃盗・万引・金銭の強奪・横領などの行為）
- (6) 職員や学友に対する侮辱的な行為
- (7) 風紀を乱す行為
- (8) 学校や学友の名誉を著しく傷つける行為
- (9) 交通関係の違反行為
- (10) 授業妨害・考査妨害など学校の正常な活動の妨げとなる行為
- (11) 無断アルバイト
- (12) 指導を無視する行為
- (13) その他高校生の本分に反する行為、立入禁止場所（遊興、風俗店など）への出入

※ 問題行動には情報機器による事例も含まれる。